

# 2023年分確定申告のポイントーインボイス事業者になった免税事業者編

## ●はじめての消費税申告

インボイス制度開始で課税事業者となった免税事業者は、今回から消費税の申告と納税が始まります。

当初3年間は“**2割特例**”で税負担を抑え、その後は“**簡易課税制度**”を利用することで、カンタンな計算方法での申告納税が可能です。

※2割特例は2年前の課税売上高が1千万円以下、簡易課税制度は同5千万円以下の事業者が対象。

適用時期	税負担額
2023年	(10~12月の課税売上高×10%)×20%
2024~2026年	(1年間の課税売上高×10%)×20%
2027年以降	簡易課税での申告が可能(届出必要)

### ◆卸売業、小売業以外は2割特例を!

2割特例とは、「売上消費税の2割を納税すればよい」という期間限定の特例。

簡易課税制度で売上消費税の20%以内で済む“卸売業や小売業”以外は、特例利用がお勧めです。

### ◆2割特例で申告するには?

#### 売上消費税に対する税負担率

業種	簡易課税	業種	簡易課税
卸売業	10%	農業/林業/漁業	30%
小売業	20%	飲食店業	40%
		サービス業	50%
		不動産業	60%

事前の届出等は不要で、消費税申告書の参考事項の下の2割特例の欄(赤枠)に丸をするだけで、OK。

一方、簡易課税制度を利用するには、税務署への届出が必要です。

2割特例の適用を受けた納税者が、翌年中に届出を提出するとその年から利用できます。

08	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
09	控除率	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式	41
10	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	上	<input type="checkbox"/>	外	42
11	標準期間	<input type="checkbox"/>	全額控除	<input type="checkbox"/>		
12	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	<input type="checkbox"/>				43

## ●申告書を提出するための4つの方法

提出期限後に申告すると“青色申告の取消リスク”などがあるので、確実に期限内に申ししましょう。

### ◆窓口での提出：税務署の窓口で提出する方法

～受付時間は、朝8時半から夕方17時まで～

### ◆郵送：信書(定型郵便、レターパックなど)で郵送する方法

～書類提出期限の消印でOK～

### ◆時間外収受箱への投函：税務署の時間外収受箱に投函

～申告期限の夜12時までの投函が必須～

### ◆e-Taxでの送信：PC、スマホで申告データを作成・送信する方法

～24時間利用、送信が可能～

～税務署への届出やPC設定が必要で、初めての方は1月中の準備がお勧め!



## ●納税方法もいろいろな選択肢が...

### ◆納税資金準備がポイント

“消費税の2割特例”では、本業が赤字でも必ず納税が生じるため、資金の準備が重要です。今回は3ヵ月分ですが、来年から1年分の納税資金が必要。税負担は年間売上800万円で16万円、同1,000万円で20万円とまとまった金額になるので、ご注意ください!

#### 国税の納税方法(現金以外)

消費税の予納ダイレクト	口座振替で分割納税する仕組み。年税額20万円なら毎月1.7万円ずつ納税しておけば、3月の資金負担を軽減できます。
任意の消費税	6ヵ月時点での中間申告書を提出し、自主的に中間納税できます。
キャッシュ決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替・ネットバンク納付(ペイジー等)</li> <li>・〇〇ペイでスマホ決済(30万円以下)</li> <li>・クレジットカード決済(手数料必要、1千万円未満かつ利用限度額以内)</li> </ul>
その他の方法	QRコード利用でコンビニ決済(30万円以下)

### ◆口座振替を選択なら納税期限が先延ばし

納税の期限は、原則、申告期限で、来年は所得税が3月15日、消費税は4月1日です。

これが口座振替だと、所得税は4月23日、消費税は4月30日が振替日なので、若干先延びできます。

## ●インボイスバージョンの新決算書が登場

青色決算書の様式が大きく変わり、売上先の①名称、②所在地、③インボイス番号、④売上金額を記載し、売上の内訳を報告する形式になり、仕入先についても同様の記載欄が設けられました。

また、白色申告者用の収支内訳書(一般)も、青色決算書と同様に見直されています。

○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。			
売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額
			円
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			
○仕入金額の明細			計

新決算書の作成には、取引先ごとの売上集計が必要になり、税務調査でも“売上帳簿の提示”は重要なポイントになりそうです。

白色申告者も含め、会計ソフト利用などでより適切な記帳と書類保存が求められる時代になっています。

### ◆2023年分以降の所得税税務調査でここが変わる!

- 売上帳簿の不提示や記載不十分でのペナルティ制度がスタート!
- ①帳簿を提示しない場合、②帳簿記載売上が、記載すべき金額の1/2未満の場合 →過少申告加算税10%上乘せ
  - ③帳簿記載売上が、記載すべき額の2/3未満の場合 →過少申告加算税5%上乘せ